

対象木材	輸出国・地域	カナダ
	製品名	カナダ針葉樹 製材: スプルースパインファー (SPF)、ヘムファー (N)
	輸出者名	カナダ林産業審議会 (COFI) / カナダウッド カナダ BC 州、バンクーバー Mr. Paul J. Newman, Executive Director, Market Access & Trade 1501-700 West Pender Street Pender Place, Vancouver, B.C., Canada V6C 1G8
	輸入の概要	2009 年カナダ針葉樹製材日本向け輸出実績: 919,448,000fbm
	利用している制度の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ カナダ規格協会 (CSA) 及び持続可能な林業イニシアティブ (SFI), CSA と SFI は PEFC により国際的に認められた認証制度である。</li> <li>■ 森林管理協議会 (FSC)</li> </ul>
対象地域	カナダ BC 州、アルバータ州	
証明制度の概要	証明書の発行母体	COFI 及び関連するカナダウッド産業会の各会員企業についてはそれぞれが取得している第三者認証が異なる。
	発行手続きの概要	CSA, SFI (PEFC) 及び FSC などは第三者認証機関から認証が発行される。詳しくは COFI/カナダウッド会員企業にお問い合わせください。
	制度は 合法性のみを証明している。 / 持続可能性も証明している。	PEFC 及び FSC 認証では持続可能性も合法性も証明されている。
伐採時点の合法性を確認する仕組み	合法性の定義	カナダでは違法伐採を以下のように定義している A) 木材、丸太の窃盗、B) 明示権限、暗黙の権限のない伐採、無許可の土地、伐採施業の不完全さにより許可の取り消された土地、汚職による政府承認を得た土地での意図的な伐採 C) 立木代、ロイヤルティを森林所有者に故意に支払っていない場合
	関連する法令	伐採に関連する現行の法律は、市町村レベル、地方レベル、国レベルで多くある。州レベルでの公有林については例えば、B.C 州森林施業法、公園法、野生生物法、土地法
	想定しているあり得べき違法行為の内容	BC 州では林業省が州全域 15,000 の林地を対象に年次監査を実施。2003 年から 2009 年の間、林業省は 99.9994% の割合で年間伐採許容量を順守していることを明らかにしている。
	合法性を確認する文書、その保管・確認手法	関連する国家法、地方法の他、PEFC、FSC 取得企業はそれぞれの制度の基準に基づいている。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	第三者機関による検証制度の責任は各会員企業が決定している。
	持続可能性を確認する仕組み	持続可能性の定義 持続可能な森林管理とは将来世代のニーズを満たす能力を脅かすことなく、今日の社会のニーズを満たす適切なバランスで、経済、社会、環境的側面を一体化して経営するものである。
分別管理の仕組み	持続可能性を確認する文書、その保管・確認手法	PEFC や FSC 認証制度を順守している認証取得会員企業はそれぞれ、国家法、地方法に関連した証明書類を取得している。
	第三者および行政などによる信頼性確保の仕組み	第三者機関による検証制度の責任は各会員企業が決定している。
	伐採から輸出までの取引の実態	
	分別管理を確保する手法	
将来の課題と展望	システムに対する批判および問題点の認識	
	改善の手続き	
	今後の展望	日本の合法ウッドの要件については、COFI/カナダウッドジャパンは会員企業に向けて林野庁のグリーン調達法のガイドラインやその他市場ニーズに関連しているということで、引き続き教育、奨励する努力をまいります。
参考記述責任者	www.cofi.or.jp ショーン ローラー Director, Japan Operations COFI / Canada Wood lawlor@canadawood.jp	